

# 一宮市地域 DX 推進における支援業務 仕様書

令和 6 年 3 月  
愛知県一宮市

## 【目 次】

第1章 概要	2
1. 業務名	2
2. 目的	2
3. 適用業務	2
4. 契約	2
5. 支払条件	2
6. 稼働時期、期間	2
7. 前提条件	2
(1) 全体機能校正	2
(2) 基本方針	3
(3) 作業体制	3
8. 個人情報等の保護	3
9. 成果物	3
10. その他	4
第2章 業務内容	5
1. コンソーシアムの発足に関する業務	5
2. コンソーシアムの運営支援に関する業務	5
3. ICTの導入に関する支援業務	5
4. その他	5

## 第1章 概要

### 1. 業務名

一宮市地域 DX 推進における支援業務

### 2. 目的

データ連携基盤や各種アプリ、システムの導入をすることで、行政サービスの DX 化を進め、様々な分野のサービスをデータ連携基盤を通じてシームレスにつなぎ、市民生活の利便性向上や分野連携による付加価値の創出を予定している。

そのために産学官による協議会（以下「コンソーシアム」という。）を設立し、横断的に課題を検討、問題解決に取り組む。本調達は、コンソーシアム発足の準備、及びその運営を支援するとともに、市が目指す DX 像の実現に向けての具体的な提案を行うことを目的とする。

### 3. 適用業務

ア. コンソーシアムの発足準備

イ. コンソーシアムの運営支援

ウ. ICT に関する導入支援

### 4. 契約

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### 5. 支払条件

契約期間満了後にすみやかに業務完了の報告を行うこと。市は 10 日以内に確認し結果を通知するものとする。報告が合格した場合に限り、支払いの請求を行うことができる。市は請求を受理した日から 30 日以内に一括で支払いを行うものとする。

### 6. 稼働時期、期間

ア. コンソーシアムの発足準備

契約日の翌日から令和 6 年 7 月 1 日発足のための準備を行うこと

イ. コンソーシアムの運営支援

発足したコンソーシアムの運営支援を行うこと

ウ. ICT に関する導入支援

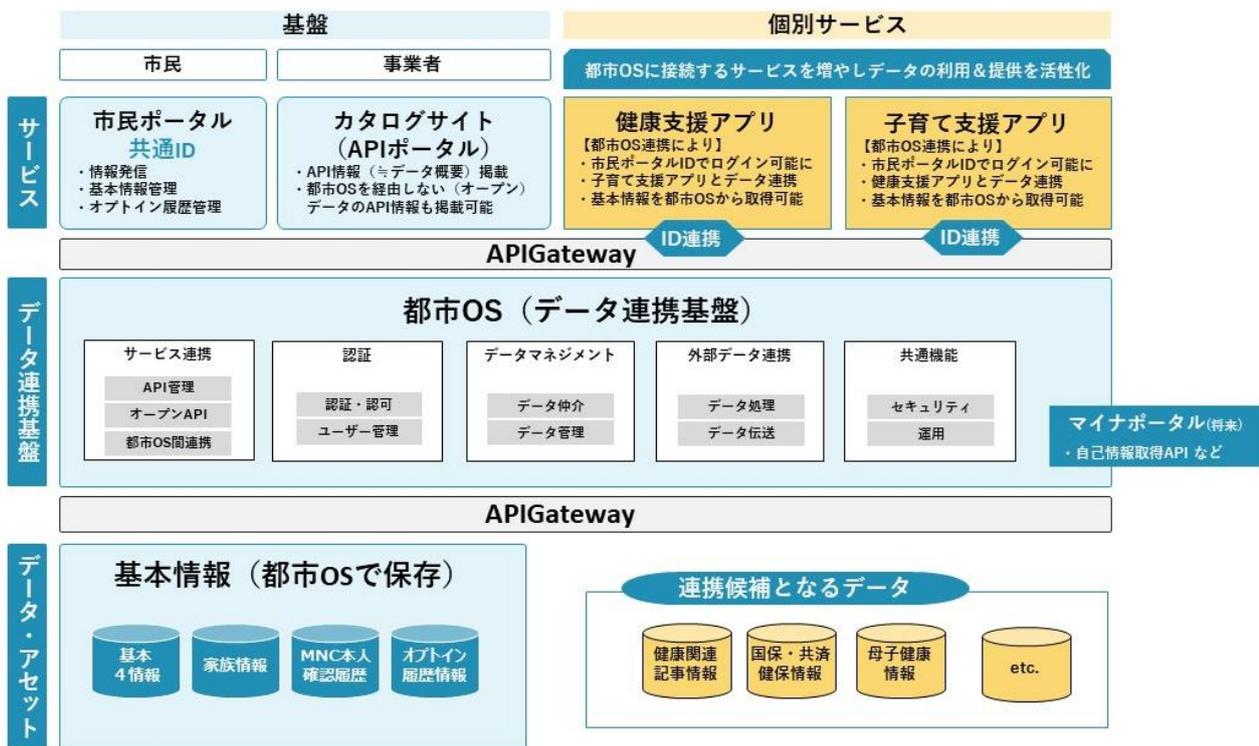
契約日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、ICT に関する導入の支援を行うこと

※稼働時期に関しては進捗具合に応じて市と協議のうえ変動する可能性があることを考慮しておくこと。

### 7. 前提条件

#### (1) 全体機能構成

以下に、一宮市で今後導入を予定しているデータ連携基盤の概要を示す。



(2) 基本方針

- ア. 内閣府が公表する「スマートシティガイドブック」「スマートシティリファレンスアーキテクチャホワイトペーパー」を十分に理解し、その内容に沿って業務に取り組むこと。
- イ. 市が導入を予定している上記概要を理解したうえで業務に取り組むこと。

(3) 作業体制

本業務を迅速かつ確実に実行する体制を確保、提示し、速やかに市の上承を得ること。

8. 個人情報等の保護

本業務の実施における個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護法」及び「一宮市セキュリティポリシー」を遵守すること。また、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

9. 成果物

以下資料を提出すること。なお、伴走型支援にともない作成されたその他資料も含め納品すること。

- ア. プロジェクト計画書
- イ. 全体進捗状況報告書（随時）
- ウ. コンソーシアムの発足準備に関する資料
  - ・ コンソーシアム発足計画
  - ・ 一宮市地域 DX の定義検討資料
  - ・ コンソーシアム推進体制（組織案（理事、一般会員など））
  - ・ コンソーシアム規約案（定款、各種会員規約など）

- ・ コンソーシアム運営方針案（各種会、セミナーなど）
- エ. コンソーシアム運営に関する資料
- ・ 各種会議資料（会議のアジェンダ、資料、議事録など）
- オ. ICT 導入に関する資料
- ・ データ連携等説明資料
  - ・ 個人情報取り扱いに関するガバナンス案
  - ・ 令和7年度以降ロードマップ

## 10. その他

業務の実施にあたっては、万全の体制によるものとし、遂行に支障のないようにすること。

業務を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ一宮市が許可した場合は業務の一部を再委託できるものとする。

本業務に必要な手続き、書類の作成等は、受託者が自己の費用負担において、迅速且つ確実に行うこと。

本業務の実施にあたり疑義等が生じた場合は、速やかに一宮市と協議のうえ、必要な措置を講じるものとする。

## 第2章 業務内容

### 1. コンソーシアムの発足に関する業務

地域 DX の推進を前提とし、地域課題を解決するためのコンソーシアム発足の準備をすること。現状、市ではコンソーシアム発足に向けて準備会議の事務を進めている状況のため、受託者は準備会議に市の支援事業者の立場で参加を行い、要件の把握、状況の整理を行うなどコンソーシアムの発足に向けて伴走型支援を行っていくこととする。

ア. コンソーシアムの役割、目的の整理を行い、一宮市地域 DX として目指すべき姿の定義の策定を支援すること。今後の発足に向けての影響があるため、迅速に行うこと。

イ. コンソーシアムの体制の整理をすること。

ウ. 市の要望を整理し、コンソーシアム発足に向けた計画を作成すること。

エ. 上記を踏まえ、コンソーシアム発足の支援をすること。支援においては過去の実績などから適切な意見や関連情報の提供、資料の作成を行うこと。

オ. コンソーシアムの発足後の運営計画に関しても提案を行うこと。例えば、事業者の参加・脱退等のルール作りや、会議体の運営、組織としての目指すべき姿などである。

カ. 受託者は準備会議での進捗状況を理解したうえで、コンソーシアム発足に関する全般を想定し支援を行うこと。準備会議での運営支援も対象とする。

### 2. コンソーシアムの運営支援に関する業務

ア. 会議の運営を実施すること。具体的には会議のアジェンダ、会議資料、会議後の議事録の作成等を行うこと。

イ. 会議での基本的な議事進行を行うこと。また、参加者の意見を取りまとめること。

ウ. 前項の作業のみならず、会議中での ICT 関連、データの活用や連携に関する技術的な助言や提案、市及びコンソーシアム参加事業者の提案の実現可否を検討するなどの支援をすること。

### 3. ICT の導入に関する支援業務

市及びコンソーシアム参加事業者が描く一宮市の DX 将来像の実現に向けて、他地域におけるスマートシティの事例や主体的な関与に基づく経験を踏まえた知見を、包括的に提供すること。

ア. コンソーシアムの会議に参加する関係者に対し、アプリやシステムの連携、データの利活用に関するメリットなどを理解してもらうための啓発活動を行うこと。また、必要に応じて今後導入を予定しているデータ連携基盤への接続における一般的なメリットなどの説明も行うこと。

イ. 市が実施しようとする地域 DX 全般に対するアドバイス(事業計画、申請等の作成支援を含む)を行うこと。その際には地域幸福度(Well-Being)指標などを参考、勘案し適切なアドバイスを行うこと。

ウ. 市の実情を把握したうえで令和7年度以降に実施可能な具体的な施策の提案を行うこと。また提案した施策に関しては契約期間内において導入までの計画など伴走支援を行うこと。

### 4. その他

本仕様書に記載されていない事項については、両者が別途協議の上、実施することとする。

以上